

令和5年5月2日

保護者・生徒各位

久留米大学附設中学・高等学校  
学校長 町田 健

5月9日以降の新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の登校制限について

緑風の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。

標記の件につきまして、令和5年5月9日以降は、下記の通りといたします。ご確認のほど  
お願い申し上げます。

記

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、必ず医療機関を受診して下さい。
- ② PCR 検査陽性の場合は、発症日を0日目とし翌日から5日間の自宅待機となります。  
ただし症状軽快後1日が経過していることが必要です。この期間は出席停止扱いとなり、出席すべき日数から除外されます。
- ③ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。  
症状軽快後1日の経過とは症状が軽快した日の翌日1日の経過を指します。
- ④ 登校再開後も、発症日から10日間にあたる期間は、マスクの着用をお願いします。
- ⑤ PCR 検査陰性の場合は、医師の指示に従ってください。
- ⑥ 医師の判断によりPCR検査を行わない場合は、医師の指示に従ってください。

以上